

防整技第 7 1 6 7 号
2 8 . 3 . 3 1
一部改正 防整技第 1 8 6 3 2 号
3 0 . 1 1 . 3 0
一部改正 防整技第 4 9 9 8 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

大 臣 官 房 長
地 方 協 力 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

工事の実施細目について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

工事の実施細目について

(目的)

第1 防衛省が実施する建設工事については、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号。以下「提供施設整備訓令」という。）及び提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「管理工事訓令」という。）並びに建設工事の実施に関する法令に定めるもののほか、この通知の定めるところによる。

(定義)

第2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 取得等訓令第4条第8号に規定する直轄工事、同条第9号に規定する委託工事及び同条第11号に規定する部隊外注工事、提供施設整備訓令第3条第2項に規定する整備工事及び管理工事訓令第3条第1号に規定する提供財産保全等工事をいう。
- (2) 地方防衛局等 地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所をいう。
- (3) 地方防衛局長等 地方防衛局等の長をいう。
- (4) 取得等要求機関の長 取得等訓令第4条第7号に規定する取得等要求機関の長をいう。
- (5) 実施計画書等 取得等訓令第8条及び第10条に規定する実施計画書、提供施設整備訓令第6条及び第8条に規定する整備工事实施計画書及び管理工事訓令第6条及び第8条に規定する提供財産保全等工事計画書をいう。
- (6) 直轄工事 取得等訓令第4条第8号に規定する直轄工事をいう。
- (7) 整備工事 提供施設整備訓令第3条第2項に規定する整備工事をいう。
- (8) 提供財産保全等工事 管理工事訓令第3条第1号に規定する提供財産保全等工事をいう。
- (9) 直轄工事等 直轄工事、整備工事及び提供財産保全等工事をいう。
- (10) 委託工事 取得等訓令第4条第9号に規定する委託工事をいう。
- (11) 部隊施工工事 取得等訓令第4条第10号に規定する部隊施工工事をいう。
- (12) 部隊外注工事 取得等訓令第4条第11号に規定する部隊外注工事をいう。

- (13) 防衛省発注機関 契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。
- (14) 施行受託機関 委託工事の委託を受ける地方防衛局等以外の国の行政機関又は地方公共団体等をいう。

(予算概算要求書等の資料の作成についての協力)

第3 地方防衛局長等は、取得等要求機関の長及び地方協力局長が行う建設工事の予算概算要求書等に係る資料の作成にあたっては技術的協力を行うものとする。

(設計書等の作成)

- 第4 地方防衛局長等は、整備計画局長から実施計画書等の承認の通知を受けたときは、直轄工事にあつては取得等要求機関の長と、整備工事及び提供財産保全等工事にあつては地方協力局長と協議の上、実施計画書等に基づき、工事設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書その他設計の根拠を示す書類を作成するものとする。
- 2 取得等要求機関の長は、取得等訓令第21条第4項の規定により、幕僚長等（取得等訓令第2条第5号に規定する幕僚長等をいう。）から実施を命ぜられたときは、工事設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書その他設計の根拠を示す書類を作成するものとする。
- 3 工事設計図等の作成に必要な基準等は、別に定めるところによるものとする。

(工事の監督、検査及び完成物件の引渡し)

- 第5 建設工事の監督及び検査については、別に定めるところによるものとする。
- 2 防衛省発注機関の長は、前項の完成検査に合格した物件を工事の受注者から受領したときは、国有財産登録資料を添え、部局長（防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する部局長をいう。次項において同じ。）に引き渡すための手続きを行うものとする。
- 3 防衛省発注機関の長は、建設工事において国有財産の取壊しの完了を確認したときは、国有財産登録資料を部局長に送付するものとする。

(工事成績の考査)

第6 防衛省発注機関の長は、別に定めるところにより、工事受注者の工事成績を考査するものとする。

(委託工事の連絡調整等)

第7 地方防衛局長等及び取得等要求機関の長は、委託工事の実施に当たっては、設計に関し、実施計画書等に記載した事項以外に特に必要な条件がある場合には、これを施行受託機関に連絡し、十分調整を図るものとする。

2 地方防衛局長等及び取得等要求機関の長は、施行受託機関から工事設計図、仕様書、概算内訳書その他設計の根拠を示す書類の提出を求め、実施計画書等の趣旨及び前項の必要な条件を充足しているか否かについて確認しなければならない。

3 地方防衛局長等及び取得等要求機関の長は、施行受託機関が工事を実施中は、当該機関の長と十分連絡及び調整をしなければならない。

(契約決定等の通知)

第8 地方防衛局長等は、施行受託機関において工事の契約を締結したときは、速やかに当該施行受託機関に対し、別記様式による工事契約決定通知書、工事設計図、仕様書、積算価格内訳明細書、工程表及び現場説明書（特に指示した現場説明事項のある場合に限る。）の写しの提出を求めるものとする。

(完成工事の確認及び引渡し)

第9 地方防衛局長等は、施行受託機関から工事完成の通知を受けたときは、当該完成に係る物件の確認を行ない受領するものとする。

2 第5第2項の規定は、前項の規定により、物件を受領した場合に準用する。

3 第5第3項の規定は、委託工事において国有財産の取壊しの完了を確認した場合に準用する。

(部隊施工工事及び部隊外注工事の実施計画書の協議)

第10 整備計画局長は、幕僚長等から取得等訓令第16条第4項及び第6項並びに同訓令第21条第3項及び第5項の規定による協議があった場合は、必要に応じて地方防衛局長等に意見を求めるものとする。

(部隊施工工事又は部隊外注工事の連絡調整)

第11 地方防衛局長等は、部隊施工工事又は部隊外注工事が直轄工事と特に密接な関連を有すると認めるときは、部隊施工工事にあつては、部隊施工工事の実施者と、部隊外注工事にあつては、部隊外注工事に係る取得等要求機関の長と連絡し、十分な調整を図るものとする。

(設計変更)

第12 防衛省発注機関の長は、建設工事の実施に伴い現地の条件に適合させるため、設計を変更する必要があるときは、実施計画書等の趣旨に従い、かつ、当該工事に使用し得る予算の範囲内である場合に限り、直轄工事及び部

隊外注工事にあっては取得等要求機関の長と、整備工事及び提供財産保全等工事にあっては地方協力局長と協議の上、設計変更を行うことができる。

- 2 第8の規定は、委託工事に関し、施行受託機関より設計変更について通知を受けた場合に準用する。

(契約不適合の修補の要否の調査及び通知、契約不適合の修補の実施)

第13 地方防衛局長等は、直轄工事及び委託工事について供用事務担当官から、完成した施設の不具合に関する連絡を受けた場合は、速やかにその対応について供用事務担当官と調整を行うものとする。

- 2 地方防衛局長等は、契約不適合の修補の請求を行うか否かの決定及び契約不適合の修補の内容の決定に当たっては、取得等要求機関の長と調整を行うものとし、これらを決定したときは、その内容を速やかに取得等要求機関の長に通知する。

なお、契約不適合の修補の要否の調査及び契約不適合の修補の請求を行うか否かの手続については、別に定めるところによる。

(部隊外注工事の契約書の適用)

第14 部隊外注工事の建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）の別冊1及び別冊2をいう。以下同じ。以下「契約書」という。）は、部隊外注工事の契約金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項の規定にかかわらず、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28. 3. 31）別紙の1ただし書きの規定により、契約書を適用するものとする。

(負担金工事等)

第15 直轄工事等の実施に伴い国費支弁により納付すべき負担金に係る相手方の工事及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第5条の規定に基づき特定国有財産整備計画の決定がなされ、防衛省において施行することとされた工事並びに防衛省以外の国の行政機関又は地方公共団体等から工事等に関する事務の委任を受け、防衛省において施行することとされた工事に関し、地方防衛局等において行う手続等については、第4～第6の規定を準用する。ただし、負担金に係る相手方の工事については、第6に規定する工事成績の考査を適用しない。

(機関等への協力)

第16 整備計画局及び地方防衛局等は、大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部又は防衛装備庁の長又は部署から建設工事の実施に関する技術的協力を求められたときは、協力するものとする。

工 事 契 約 決 定 通 知 書

年 月 日

1 工事項目番号						
工事項目名称		()				
2 工事 予算	示達番号	示達月日	示達金額	備考		
	第 号	年 月 日				
3 工事契約決定状況						
件 名	契 約 状 況	契 約 工 期	契 約 金 額	使用見込額	不 用 額	備 考
4 備 考						